



振込先の口座を 間違えてしまったら？

相談者の気持ち

ATMで振り込んだところ、数カ月経って相手から振り込まれていないと連絡がありました。振り込みの控えを確認したら口座番号が1カ所違っていました。間違った振込先から返金してもらい、本来の相手に振り込むことは可能でしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか。

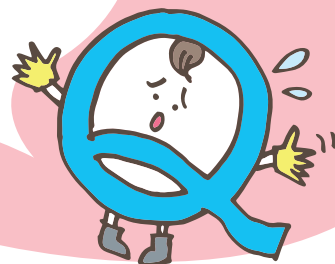


まず、窓口で振り込む場合は「口座番号が1カ所違っていた」としても、先方の口座番号だけでなく先方の名義人（個人名や会社名等）も記入する人が多いと思うので、普通は先方の口座へ送金されてしまう前に送金手続きがいったんストップするでしょう。この時点で当方側の金融機関から貴方^{あなた}に「口座番号と名義人が一致しません」という問い合わせがあるので、間違いに気づくと思います。

それはともあれ、設問のように、ATMで口座番号だけの入力により最終確認をせず、間違っ^て振り込んでしまった場合のことを考えてみます。

この場合、振り込み間違いで返金してもらうために行う手続きを「組み戻し手続き」と呼びます。具体的には、以下のとおりです。

- (1) 貴方が振り込み依頼をした銀行（甲銀行）に組み戻しの手続きの依頼をします。
- (2) 依頼を受けた甲銀行は振込先銀行（乙銀行）に組み戻し依頼を行います。
- (3) 乙銀行は間違っ^て振り込みをした人に組み戻し（返金）の了解を得ます。
- (4) 組み戻し手続きが始まり、貴方の銀行口座にお金が戻ります。



なお、組み戻しを行う場合、1,000円近い手数料がかかるのが一般的です。

問題は、相手方が組み戻しに応じてくれない場合です。通常であれば不当利得返還請求訴訟という民事訴訟を提起することになります。

訴訟を提起するには当事者を特定することが必要です。当事者は住所と氏名で特定するのが通例です。ただ、銀行は、相手方のプライバシーを理由に住所や氏名を回答してくれないと思います。

そこで、今回のように相手方についてこうした情報がないような場合には、預金口座番号などを頼りに、不十分ながら相手方の特定はあるとして、一応訴訟を係属*させ、その後の手続きのなかで、裁判所から銀行（先の例でいえば乙銀行）に対して調査囑託という手続きによって相手方の住所、氏名等の特定を図っていくという運用をしてくれる裁判所が多いようです。

裁判所からの調査囑託であれば銀行も情報を開示してくれますので、この情報によって当事者は完全に特定されます。

ただし、これらの手続きはかなり専門的になりますから弁護士に依頼しないと難しいかもしれません。当事者さえ特定されれば誤振込の事案では問題なく返還請求は認められるでしょう。

* 訴訟が提起され、裁判所で審理され得る状態にあること。